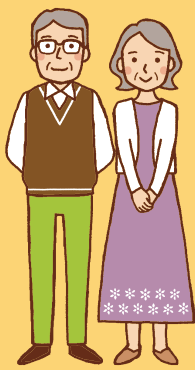


新しい相続対策、財産管理手法として注目されている



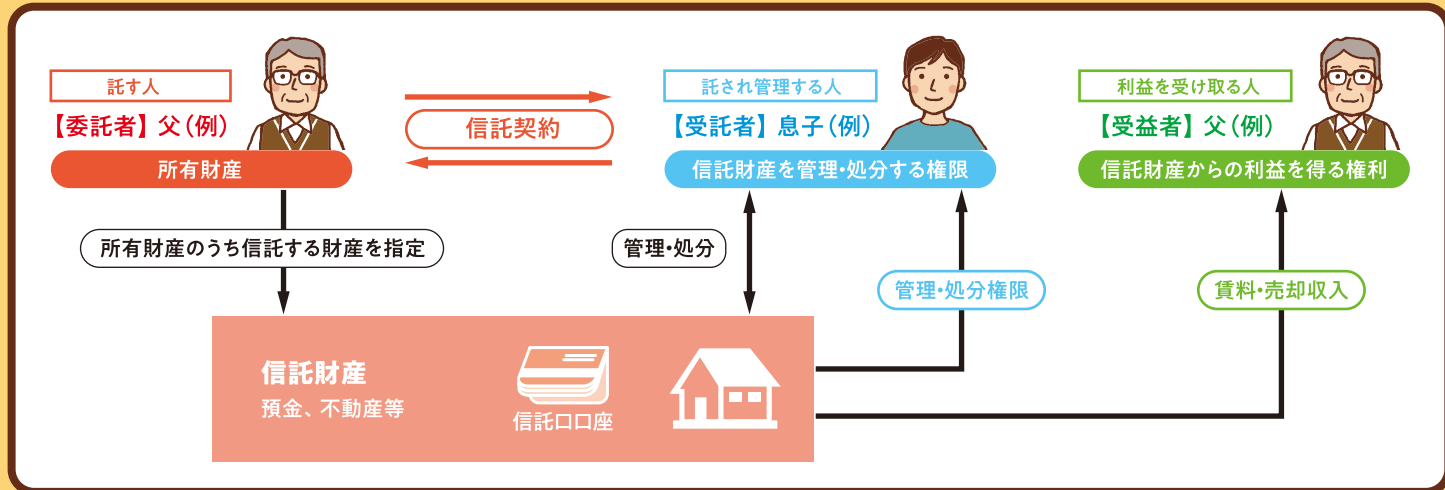
家族信託



についてご存知ですか？

家族信託とは、保有する預貯金や不動産などの財産を信頼できる家族に管理・処分を託す、家族間の信託契約です。

● 家族信託の基本的な仕組み



● 「預金」「不動産」の活用例

活用例	預金	受託者(例:子世代)が、資金を親の将来の日常生活や介護・看護のために引き出して利用することができます。
	不動産	受託者(例:子世代)が親に代わり、賃貸・修繕・売却などを行うことができます。賃貸収入や売却代金は、親のものであることは変わらず、親のために利用します。 ※受託者の権限は、あらかじめ指定・制限することが可能です。

● 家族信託でできること

ポイント
1

将来、意思判断能力が低下・喪失しても、安心できる財産管理

ポイント
2

資産の承継先を定める、円満な資産承継

ポイント
3

お客さまごとに自由な設計が可能

現状

将来、認知症などにより意思判断能力が低下・喪失してしまった場合、

- 預けている預金は、家族であっても引き出すことはできません。
- 所有する不動産の賃貸・売却契約を新たに結ぶことはできません。

※一部成年後見制度で可能となることもあります。

家族信託なら

預金や不動産など、大切な資産を管理する権限を、信頼できる家族に託す契約を結んでおくことで、将来家族が困らないように対策を打つことができます。

※贈与とは異なり、家族信託契約を結んでも、信託した預金や不動産の真の所有者は変わりません。

※家族信託にあたっては、事前にお客さまよりご了承をいただいた上で、当金庫の業務提携専門家を紹介させていただきます。
※「家族信託」は一般社団法人家族信託普及協会の登録商標です。

ご不明な点は、お取引店舗またはすまいるプラザまでお問い合わせください。

商 品 名	たましん家族信託専用口座	たましん家族信託専用口座(無利息型)
預 金 種 類	普通預金(有利利息型)	普通預金(無利息型)
預 金 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、委託者及び受託者が当金庫営業エリアに居住する個人の方 ・委託者の推定相続人全員の意思を持って、家族信託契約を締結できる方 ・信託契約は、自益信託(委託者と受益者が同一人)とし、信託契約書は、専門家(弁護士、司法書士等)により作成されたもの限り、最終的に公正証書とした契約書を提出できる方 	
期 間	期間の定めはございません。	
預 入	預 入 方 法	随時預入
	預 入 金 額	1円以上
	預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	随時払戻しいたします。	
利 息	適 用 利 率	変動金利(毎日の普通預金の利率を適用します)
	利 払 方 法	毎年3月と9月の当金庫所定の日に利払いします。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。
	計 算 方 法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税 金	2037年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優のご利用はできません)	税金はかかりません。
手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設手数料55,000円(消費税込)(口座開設時に必要となります) ・信託契約書変更手数料33,000円(消費税込) 信託契約書内容の変更(受託者または受益者を変更もしくは交代する場合等) ・キャッシュカードによる払戻し等に当たっては、「キャッシュカード規定」に定める手数料をいただくことがあります。(詳しくは「ATM取扱一覧」をご覧ください) 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設手数料55,000円(消費税込)(口座開設時に必要となります) ・信託契約書変更手数料33,000円(消費税込) 信託契約書内容の変更(受託者または受益者を変更もしくは交代する場合等) ・たましん家族信託専用口座(有利利息型)から切替の場合、変更手数料として1,100円(税込)をお支払いいただきます。 ・キャッシュカードによる払戻し等に当たっては、「キャッシュカード規定」に定める手数料をいただくことがあります。(詳しくは「ATM取扱一覧」をご覧ください)
利 率 情 報 の 入 手 方 法	利率は普通預金利率に準じ、店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。	
そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払いができます。 ・総合口座のお取扱いはできません。 ・インターネットバンキングはご利用できません。 ・キャッシュカードの代理人カードについては発行できません。 ・口座開設にあたっては、当金庫の所定の審査があり、結果によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。(受託者ご本人さま名義で当金庫に保有する預金と併せて、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます) 	<ul style="list-style-type: none"> ・たましん家族信託専用口座(無利息型)は、預金保険制度により全額保護の対象となる「決済用預金」に該当します。



たましん 平日夜7時まで、土曜・日曜も営業
すまいるプラザ

※営業日・営業時間は店舗により異なります。

お一人おひとりのライフスタイルにあわせてご案内をしています。

家計収支 や **住宅ローン** の **シミュレーション** をして、
将来のための資金計画をしてみませんか？

すまいるプラザ全店舗に、相続にまつわるお悩みや疑問にお応えする専門窓口「相続あんしん館」を併設しています。

すまいるプラザ立川本店	0120-702-111
すまいるプラザ国立	0120-789-440
すまいるプラザ武蔵村山	0120-562-531
すまいるプラザルミネ立川	0120-667-646
すまいるプラザ吉祥寺	0120-771-313
すまいるプラザめじろ台	0120-778-480
すまいるプラザ八王子	0120-530-711
すまいるプラザ多摩センター	0120-112-790
すまいるプラザ府中	0120-009-246